

[事案 24-27] 転換契約無効確認請求

・平成 24 年 10 月 17 日 和解成立

<事案の概要>

転換契約の申込みが契約者の意思にもとづくものではないとして、転換契約が無効であることおよび転換前契約の遡及解約を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年に定期付終身保険に加入したが、その後、平成 15 年に、自分（契約者）が知らないうちに、定期付利率変動型積立保険に転換されていた。本件転換は、妻を通じてなされたものであり、募集人とは面接してない。自分は、申込書類を記入しておらず（筆跡が違う）、告知書はアンケートと言われて記入したものである。よって、本契約は無効であるので、転換後契約を取消し、転換時まで遡及して転換前契約を解約してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由から、本件転換は、申立人の意思にもとづいてなされていたと考えられ、また、申立人による追認行為があったものといえるので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に無面接だが、本件転換の説明は妻にしており、申込書を一部（死亡保険金受取人欄、住所等）代筆しているが、契約者欄と被保険者欄は代筆していない。
- (2) 申立人は、告知書に自ら記入し、自署している。
- (3) 転換後、保険証券や保障内容を明記した総合通知を送付していること、保険料の引き去り口座が申立人口座であること、指定代理請求特約中途付加申込がなされていることから、申立人は本契約を追認している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面および申立人、申立人の妻、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、裁定審査会は、以下のとおり、申立人は告知書の記入時に本件転換について知り得る余地があったこと、本件転換が有効と考える余地があること、本件転換について追認がなされたと考える余地もあることなどの事情を考慮する必要はあるが、本件転換が無効であるとした場合に転換前契約が復旧することを前提に、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条第 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので解決した。

1. 転換後契約の成否について

本件転換が申立人の意思にもとづく場合には、申込書の署名が申立人によるものでないとしても、転換後契約は有効に成立していると認められる。

募集人は、事情聴取において、申立人の妻は、募集人から受けた本件転換の説明を申立人に伝え、申立人は本件転換を了解していると思っていたと供述する。しかし申立人の

妻は、事情聴取において、本件転換は転換前契約の更新で保険料が上がるための手続で、告知書は、更新により転換前契約の保険証券が換わるため提出を求められたと思った、また、申立人には転換の内容について説明していないと供述しており、申立人の妻が、本件転換の内容を申立人に説明したと直ちに認めることはできない。

一方、募集人は申立人の妻に対し、本件転換について複数回に亘り説明しており、申立人の妻の、単に更新と思ったとの供述には疑問がないわけではない。また、申立人は告知書を記入しており、告知書を記入した理由については、担当者変更に伴うアンケートと認識したと供述するが、申立人の説明には疑問が感じられる。

従って、申立人は本件転換を了解していたと考える余地はあるが、これらの事情のみで本件転換が申立人の意思にもとづくことと認めることは困難であり、確定的に判断することはできないまでも、本件転換は無効の可能性が高い。

2. 追認について

保険会社は、本件転換について申立人の追認があったと主張するが、保険会社主張の事情から、追認と認定する余地はあるものの、追認が認められるためには、申立人が転換後契約の内容を認識していることが前提となる。しかし、申立人宛に送付された保険証券や総合通知の内容を申立人が見ていたとの証明はなく、また、申立人は本件転換を知らずに、転換前契約についての指定代理請求特約中途付加の申込と認識していた可能性もあるため、転換後契約の内容を認識していたとまでは認められず、追認があったとまでは認めることはできない。